

所有地の有効活用や相続税対策の検討方法について

複数の土地を所有されている場合は、それらを書き出して、今後どのようにしたいかにより、次の3つに分類することをおすすめします。色分けすることで、現在の土地の利用状況をあらためて把握して**有効活用や相続税対策**の検討につなげていくことができます。

1 自宅、手放したくない土地

家族の基盤となるご自宅や先祖代々受け継がれてきた土地です。このような土地は、相続する人を早めに決めて遺言書に指定しておくことが大切です。



2 納税用に売却したい土地

相続により相続税を納める資金が必要になったときに売却するための土地です。但し、納税資金が必要になったときにすぐに売却できる土地というのは、一般的に立地の良い土地となります。そのため、万が一の時に備え、事前にご検討されることをおすすめします。



3 有効活用して収益を上げたい土地

賃貸アパート・マンションを建てたり、駐車場にするなど人に貸し、継続して収益を上げていくための土地です。有効活用の方法によっては相続税課税対象額を下げられるものもあります。但し、「税金」「金利動向」「事業計画」などきちんと把握することが必要です。

ご自身の所有されている土地を3つに色分けしてみましょう。

.....次ページへ.....▶

所有されている土地について書き出してみましょう。

No.	ご住所	面積	ご利用形態	所有者	相続税評価額	色分け
1		坪・㎡			円	のこす ・ 売却 ・ 有効活用
2		坪・㎡			円	のこす ・ 売却 ・ 有効活用
3		坪・㎡			円	のこす ・ 売却 ・ 有効活用
4		坪・㎡			円	のこす ・ 売却 ・ 有効活用
5		坪・㎡			円	のこす ・ 売却 ・ 有効活用

*本紙は2020年4月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからの
ご予約はこちらから ▶



最寄りの店舗を
お探しの場合はこちら ▶

